

研究活動上の不正行為に関する調査結果について（概要）

経緯・概要

2021年7月21日、本学研究不正受付窓口に、大学院司法研究科の教授（以下、「調査対象者（被告発者）」という。）が作成した論文（以下、「被告発論文」という。）に研究活動上の不正（盗用及び極めて不適切な引用・参照）の疑いがある旨、告発があった。本告発については、事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性ある理由が示されているため、2021年7月26日にこれを受理し、「同志社大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程」（以下、「研究不正対応規程」という。）に基づき調査を行った。このたび、調査結果を踏まえ、下記のとおり報告する。

調査体制

本学では、告発を受けて、研究倫理委員会を開催し、同委員会内に設けた予備調査委員会により予備調査を行った。研究倫理委員会は、予備調査結果を踏まえて、告発内容の合理性、不正行為が存在する可能性があるため、本調査の実施を決定し、学内外の委員で構成する専門調査委員会を設置した。

委員長 井関涼子 同志社大学法学部 教授（内部委員）

委員 金子由芳 神戸大学社会システムイノベーションセンター 教授（外部委員）

委員 宮脇正晴 立命館大学法学部 教授（外部委員）

調査期間 2021年10月8日～2022年2月25日（専門調査委員会による調査）

調査対象

論文3編（被告発論文1編、及び、それに加え予備調査において盗用の疑いの指摘があった論文2編）

調査方法・手順

- ・ 告発内容及び予備調査結果の確認
- ・ 専門調査委員会の開催
- ・ 各論文と先行論文との比較分析
- ・ 調査対象者（被告発者）へのヒアリング
- ・ 不正行為の悪質性の程度についての検討

調査結果

不正行為の疑いがあるとされた上記の調査対象論文には、「同志社大学研究倫理規準」第

10 条第 4 項第 3 号にいう「盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）」に当たる部分があり、調査対象者（被告発者）によって、「研究不正対応規程」第 2 条第 2 項にいう「不正行為」が行われたと認定した。

その後、調査対象者（被告発者）の異議申立てに伴い、異議申立審査委員会（審査期間：2022 年 4 月 22 日～2022 年 6 月 27 日）がその妥当性を審査したが、不正行為があるとする「結論」そのものに対する異議申立てではないと認められることから、再調査を実施する必要はないとの結論となったことを受け、上記結果のとおり確定した。

不正行為が行われた経費について

不正行為があったと認定された論文執筆にあたり、基盤的経費（私学助成を含む）が使用されている。なお、その他の研究費等は使用されていない。

本学がこれまでに行った措置の内容

調査対象者（被告発者）に対して、不正行為があったと認定された論文の訂正措置の勧告がなされたほか、研究費の使用中止措置が実施された。また、学校法人同志社において、「懲戒規程」に基づき、懲戒委員会の決定を受け、出勤停止 1 カ月の処分が行われた。

不正行為の発生要因

本学では、2005 年から「研究倫理規準」を定め、倫理規範を示してきた。その後、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従い、全学的に研究倫理教育に取り組み、研究不正の防止に努めてきたにもかかわらず、不正行為が発生した要因は以下のとおりである。

・背景

調査対象者（被告発者）は、被告発論文を著書にまとめて公刊した 2018 年当時、複数の論文執筆にあたるとともに、学外の業務を多く担当するなど大変多忙ななか、急いで論文の校正を行う状況にあった。自己の処理能力を超えて業務を引き受けたことが被告発論文等における不正行為の一因となったものと考えられる。

・研究公正・研究倫理に対する認識・知識・理解

被告発論文の初出論文が出された 2008 年は、まだ大学において特に研究倫理教育がなされていない時期ではあったものの、他人の文章を利用する場合は適切な引用をすべきことは、研究者としての基本的作法とみなされていたが、調査対象者（被告発者）は、これを身につけていなかったと考えられる。

調査対象者（被告発者）は、著作権侵害に当たらなければ研究不正にも当たらず、事実の記載であれば、他人の文章であっても公共財としてそのまま出典表示なく利用できることと誤解していたことが背景にあった。さらには、著作権についても誤解があり、インターネットに載っている学生執筆の文章などには、著作権は存在しないから自由に利用し

てよいと誤解していた。

- ・研究倫理教育の受講状況、教育の内容の適切性

2015年に本学において研究倫理教育の受講が義務づけられてからは、調査対象者（被告発者）は受講していた。

再発防止策

- ・本学に所属する研究者に対して、研究倫理教育の受講を義務づけているが、特に2022年度には、過年度に受講済みの場合も含め、全員が受講するよう見直すものとし、これを徹底する。
- ・研究倫理教育責任者である学部・大学院研究科等の長が、各学問分野の特性も考慮しつつ学生を含む所属の研究者に対する研究倫理教育の取組を通して、より一層の研究倫理意識の向上に努める。特に2023年1月に、全学体制で実施しているSD研修会で、研究不正の防止をテーマとする研修を行い、研究倫理に関する啓発活動を強化する。
- ・研究倫理教育やFD等を通じて、さらに全教員に対して注意喚起する。特に2022年度中に、本学研究者全員に対して研究不正防止・研究倫理啓発のための講演会（特別研修会）も別途実施する。
- ・本学研究紀要への掲載の際に、研究不正を防止する観点から、論文チェックがより徹底して実施されるよう、査読体制等を強化することを求める。

以 上